**平成２９年度第９回 古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録（要点筆記）**

日時：平成２９年１２月１５日（金）９：２９～１０：１５

場所：市役所 第２庁舎５階 ５０１会議室

〇第８回審議会の会議録について

承認する。

〇古賀市水道事業経営と料金制度のあり方について（答申）（案）について

　　　→答申案について合意。

＜審議事項＞

２．⑶　生活用と生活以外の負担割合の調整

（委　員）　⑶の内容と⑵・⑶の内容に重複があるので⑶の冒頭の２行を⑴の冒頭に移動し、５行目の「保つためには」を「保つためにも」に改めてはどうか。

（会　長）　生活用の料金が値下げになることも盛り込んだほうがいいのではないか。

（事務局）　前回の審議の際に提示した案は、表現が生活用の利用者から見た目線になっており、「負担割合の調整」という考え方がおかしいのではないかという意見が出ていた。今回の案では、生活用以外について１０％を上限に上げるということを明確にした上で、その分、生活用を「可能な限り」負担軽減するという表現に改めている。

（会　長）　生活用が目安としておよそ何％の値下げになるのか。

（事務局）　第７回の資料の２３ページに示す改定案１に近い数字になると思う。改定率の平均で生活以外が１０％増収になれば生活用は５％値下げになる計算。ただしあくまで平均なのでばらつきはかなりある。例えば生活以外は平均１０％となっているが、使用水量が少ないところは現行の料金と比較し例えば倍くらいの額になるところも出てくるかもしれない。

（委　員）　倍になると企業は対応できないのではないか。

（事務局）　倍と言っても、例えば、バックアップとして使用していて基本料金のみ支払われているところは、現行の基本料金は２４００円で、改定後に４８００円になれば倍だが、そういうところも出てくると思う。おそらく心配されているのは水道料金を５００万円支払われているところが改定により１０００万円になるのではないかというようなイメージを持たれているのではないかと思うが、そういうことはないと考えている。我々のイメージではバックアップ的な利用をしている、つまり、費用は掛かっているが利益が上がっていないところにある程度のご負担をお願いすることなので、大量に使っていただいているところの料金が倍になるというイメージでは決してない。平均で１０％ということだが、現在収益が上がっているところはそんなに上がらないイメージを現在考えている。

（委　員）　一般の家庭でも口径が１３ミリと２０ミリのところがあるが、２０ミリの家庭も値上げとなるのか。

（事務局）　口径が１３ミリから２０ミリになると面積はおよそ２倍になり、それだけ費用も掛かることから、差をつけている団体が多い。ただし、２０ミリまではどうしても生活用として利用されているところが多いので、差をつけるにしてもあまり大きな差は非常に難しいと考えている。

（会　長）　改定率について、みんながプラス１０％を被るような印象をうけるが。

（事務局）　生活用以外はかなり収益のばらつきが大きいので、あくまで「平均」という文言を入れているが、一律１０％ということにはならない。

〇その他連絡事項

　　答申書手交式は、１２月２２日（金）９時３０分からの開催を予定。

第９回の出席委員への報酬等は１月５日に支払い予定。